

船舶事故調査報告書

平成29年7月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	平成28年11月26日 10時30分ごろ
発生場所	宮崎県日南市鵜戸 ^{うど} 埼南西方沖 鵜戸埼灯台から真方位241° 1,480m付近 (概位 北緯31° 38.5′ 東経131° 27.4′)
事故の概要	漁船 ^{きみまさ} 公正丸は、建網揚収作業中、転覆した。
事故調査の経過	平成29年1月26日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 公正丸、0.2トン
船舶番号、船舶所有者等	MZ3-7674（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船外機及び網ローラに濡損、マストに折損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 2、視界 良好 海象：波浪 波向東南東、波高約1.5m、周期約10秒、水温 約 24℃
事故の経過	<p>本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、潜水夫1人を乗せ、伊勢えび磯建網を揚収する目的で、敷設した浅瀬に向かったが、波浪で接近できないので、浅瀬の沖側で待機した。</p> <p>船長は、潜水夫に浅瀬で浮き輪の付いた袋に建網を収容して本船まで運ぶよう依頼して沖側で待っていたところ、潜水夫が同袋を引いて泳いできたので、本船を潜水夫の方に接近させた。</p> <p>本船は、船首を北東に向け、船長及び甲板員が左舷側から浮き輪の付いた袋を甲板上に揚収しようとしたとき、右舷正横から大きな波浪を受けて左舷側に転覆した。</p> <p>船長及び甲板員は、救命胴衣を着用していた。</p>
分析	本船は、左舷側で建網の揚収作業中、右舷正横から波高約1.5mの波浪を受けたことから、左舷側に転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、左舷側で建網の揚収作業中、右舷正横から波高約1.5mの波浪を受けたため、左舷側に転覆したものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浅瀬付近では沖からの波浪の波高が高くなるので、波浪の状況及び波浪に対する船体の姿勢に十分注意すること。